

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○行政監査の執行結果	1
○財政的援助団体等の監査の執行結果	29

監査公表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別冊（令和3年度行政監査結果報告書）のとおり公表する。

令和4年3月31日

高知県監査委員	桑名 龍吾
同	土居 央
同	奥村 陽子

令和3年度

行政監査結果報告書

【税外未収金の債権管理について】

令和4年3月

高知県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	3
2 監査の対象	3
(1) テーマ	3
(2) テーマ選定理由	3
(3) 監査対象機関	3
(4) 監査対象事務	3
3 監査の着眼点(評価項目)	3
4 監査の実施内容	4
(1) 一次調査	4
(2) 個別債権に対する調査	4
(3) 県全体の債権管理の取組に関する監査	4
5 監査の実施期間	4

第2 高知県における債権管理

1 債権の定義	5
2 債権の区分	5
3 債権管理の事務の流れ	6
4 債権の概要	6
(1) 収入未済額の推移	6
(2) 債権ごとの収入未済額	7
(3) 不納欠損額の推移	7

第3 監査対象とした具体的な債権管理事務及び関係法令

1 強制徴収公債権	8
(1) 債権確認書	8
(2) 督促	8
(3) 催告	8
(4) 時効の中断	9
(5) 滞納処分	9
(6) 延滞金	10
2 非強制徴収公債権及び私債権	10
(1) 債権確認書	10
(2) 督促	10
(3) 催告	10
(4) 時効の中断	10

(5) 強制執行等	11
(6) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)	12

第4 監査の結果及び意見

1 個別債権の監査の結果及び意見	13
(1) 高知県医師養成奨学貸付金	13
(2) 老人福祉資金等貸付金	14
(3) 施設入所児童保護者等負担金	16
(4) 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金	18
(5) 林業・木材産業改善資金貸付金	20
(6) 県営住宅使用料	22
(7) プレジャーボート使用料	23
2 県全体の債権管理に係る監査の結果及び意見	25
(1) 債権の適正な把握	25
(2) 債権確認書の整備	25
(3) 督促状の発付	26
(4) 延滞金の徴収	26
(5) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)の徴収	27
(6) 税外未収金債権の整理の促進	27
(7) 外部委託の活用	28
(8) 債権管理体制	28

行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、行政監査の結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

(1) テーマ

税外未収金の債権管理について

(2) テーマ選定理由

本県においては、平成20年度包括外部監査で「貸付金等について」、平成27年度包括外部監査で「私債権管理の適正化及び効率化について」がテーマに取り上げられ、債権管理に係る不適正な事務や課題について指摘がされた。

これを受けて県は、高知県債権管理マニュアル（以下「債権管理マニュアル」という。）の策定や高知県債権管理条例（平成29年3月24日条例第3号。以下「債権管理条例」という。）の制定、税外債権対策室の設置などを行うことにより、債権管理の体制整備を図り、事務処理の明確化や回収不能となっている債権の整理を行ってきた。

また、それぞれの債権所管課においては、債権管理事務の見直しを行ったほか、不納欠損処理を集中的に行うなど債権の縮減にも取り組んできた。

このような様々な取組がされたことで、県の債権管理事務は一定改善され、収入未済額も減少傾向にあるが、包括外部監査から一定期間が経過したことを踏まえ、改めて税外未収金の債権管理事務が法令等に基づき適正に行われているか、新たな課題はないか等について監査することとした。

(3) 監査対象機関

知事部局、教育委員会のうち税外未収金債権の管理を行う機関、管財課及び税務課

(4) 監査対象事務

税外未収金の債権管理事務

3 監査の着眼点（評価項目）

税外未収金の債権管理事務の執行が法令に適合し、正確であるか、また最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施した。

主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 債権管理事務は法令に適合しているか。
- (2) 債権管理体制は適切か。
- (3) 債権管理手続は適正に行われているか。
- (4) 債権管理における外部委託の活用は進んでいるか。

4 監査の実施内容

(1) 一次調査

令和元年度に税外未収金債権を有していた機関に対し、調査票の提出を求め、抽出で関係書類の確認及びヒアリングを実施し、債権の根拠法令、管理体制、督促、滞納処分等の実施状況に関する調査を行った。対象機関及び債権は次の53債権である。

債権区分	課名	債権の名称	債権区分	課名	債権の名称	
強制徴収公債権	障害福祉課	1	障害児施設入所者(保護者)負担金	障害福祉課	28	療育福祉センター使用料 等
	子ども・子育て支援課	2	施設入所児童保護者等負担金	子ども・子育て支援課	29	母子父子寡婦福祉資金貸付金
	環境対策課	3	不法投棄の対策経費	文化振興課	30	著作物使用料
	漁港漁場課	4	プレジャーボート施設使用料	計画推進課	31	補助金返還金
	河川課	5	河川使用料	経営支援課	32	中小企業高度化資金
		6	原因者負担金		33	産業パワーアップ融資
	道路課	7	道路使用料		34	中小企業設備近代化資金
		8	弁償金	雇用労働政策課	35	補助金返還金
	港湾・海岸課	9	港湾施設使用料	農業担い手支援課	36	青年就農給付金返還金
		10	プレジャーボート使用料	協同組合指導課	37	農業改良資金貸付金
		11	海岸保全施設使用料	農産物マーケティング戦略課	38	弁償金及び賠償金
非強制徴収公債権	福祉指導課	12	生活保護費徴収金	農業基盤課	39	財産毀滅に係る賠償金
	福祉指導課	13	生活保護費返還金	木材産業振興課	40	林業・木材産業改善資金貸付金
	職員厚生課	14	退職手当返還金	水産政策課	41	沿岸漁業改善資金
	地域福祉政策課	15	精算による戻入	道路課	42	違約金
	障害福祉課	16	知的障害者福祉費負担金	住宅課	43	県営住宅使用料
	子ども・子育て支援課	17	児童扶養手当返納金	港湾・海岸課	44	土地明け渡しに伴う強制執行費用
	高等学校課	18	高知県立高等学校授業料・受講料		45	契約・判決に基づく和解金及び損害金
	46	県有財産有償貸付貸付料				
私債権	医療政策課	19	看護師等養成奨学金	47	放置船緊急撤去費用	
		20	助産師緊急確保対策奨学金貸付金	学校安全対策課	48	学校安全推進費負担金
		21	高知県医師養成奨学金貸付金		高等学校課	49
	地域福祉政策課	22	介護福祉士等修学資金貸付金	50		損害賠償請求債金
		23	過誤支出戻入金	51		定理解課程及び通言語課程修学奨励資金
		24	違約金		文化財課	52
	高齢者福祉課	25	老人福祉資金等貸付金	人権教育・児童生徒課		53
		障害福祉課	26		サービス利用等保護者負担金	
	27		心身障害者扶養共済制度掛金			

(2) 個別債権に対する監査

一次調査の結果等を踏まえ、選定した債権（以下「個別債権」という。）について、関係書類の確認及びヒアリング等による監査を実施した。

監査を行った対象機関及び個別債権は次のとおりである。

課名	債権の名称	種類	債権区分
医療政策課	高知県医師養成奨学金貸付金	貸付金	私債権
高齢者福祉課	老人福祉資金等貸付金	貸付金	私債権
子ども・子育て支援課	施設入所児童保護者等負担金	負担金	強制徴収公債権
福祉指導課(注1)	生活保護費徴収金	返還金	強制徴収公債権
	生活保護費返還金	返還金	非強制徴収公債権
木材産業振興課	林業・木材産業改善資金貸付金	貸付金	私債権
住宅課(注2)	県営住宅使用料	使用料	私債権
港湾・海岸課(注3)	プレジャーボート使用料	使用料	強制徴収公債権

(注1)生活保護費徴収金及び生活保護費返還金債権については、債権管理事務を実際に行っている出先機関（安芸福祉保健所と中央西福祉保健所の2か所を抽出）についても、ヒアリング等を実施した。

(注2)県営住宅使用料債権については、県営住宅の管理を委託している高知県住宅供給公社についても、ヒアリング等を実施した。

(注3)プレジャーボート使用料債権については、出先機関（高知土木事務所を抽出）に対しても、ヒアリング等を実施した。

(3) 県全体の債権管理の取組に関する監査

このほか、県全体の債権管理については、財産（債権）の総括事務を行っている管財課及び債権に係る管理、回収及び整理の支援を行っている税務課並びに、監査の必要があると認められた機関に対して、関係書類の確認及びヒアリング等による監査を実施した。

5 監査の実施期間

令和3年6月から令和4年2月まで

第2 高知県における債権管理

1 債権の定義

地方公共団体が有する債権とは、地方自治法上で、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利と規定されており、ある特定の人（債権者）が他の特定の人（債務者）に対して一定の行為（給付）を請求する権利である。（法第240条第1項）

（出典：「高知県債権管理マニュアル」）

2 債権の区分

債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権である「公債権」と私法上の原因に基づいて発生する債権である「私債権」に区分されており、さらに公債権は、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に区分されている。

なお、公法、私法の判別について一定程度の考え方は存在するものの、裁判例、学説ではその定義は定まっておらず、法令に個別具体的に記されているものではない。

このため、本報告書では、「高知県債権管理マニュアル」の考え方に準じて、公債権と私債権を区分している。

債権の区分、種類、徴収方法等は、次ページの表1のとおりである。

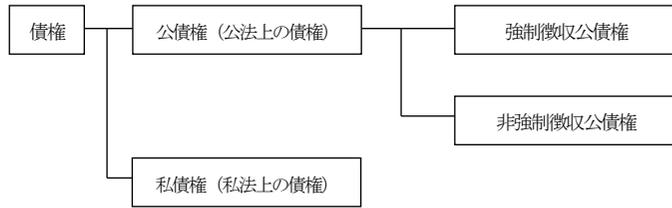
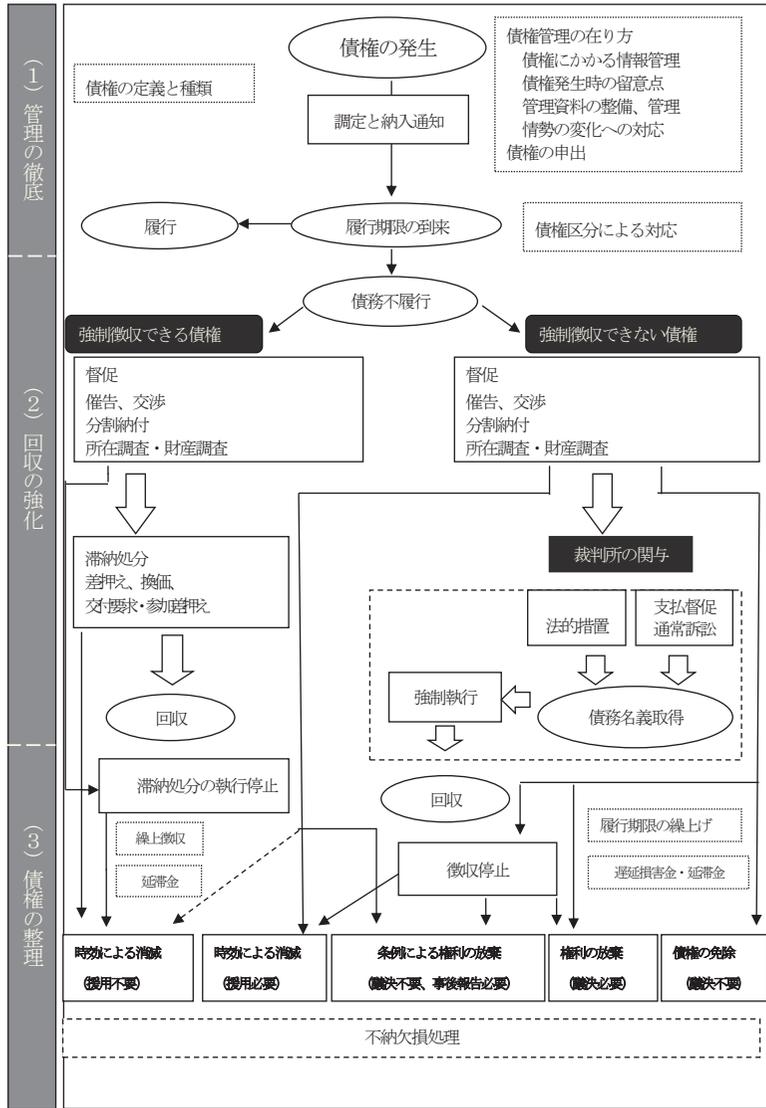


表1

区分	(1) 強制徴収できる公法上の債権	(2) 強制徴収できない公法上の債権	(3) 私法上の債権
債権の種類	県税・分担金・加入金・過料・放置違反金・道路法、漁港法、港湾法等の規定による使用料、占用料等（地方自治法第231条の3第3項に定める歳入） 公法上の債権 ○ 地方自治法等の法律で徴収の根拠がある債権 ○ 消滅時効原則5年・援用不要（時効期間が経過→不納欠損処理）	手数料・（1）以外の使用料（学校使用料、施設使用料、公有財産目的外使用許可収入など）・負担金・補助金、扶助費等の返還金	県営住宅使用料、資金貸付収入、普通 財産貸付収入など 私法上の債権 ○ 私法上の契約に収入の根拠がある債権 ○ 消滅時効原則10年（各債権により期間が異なるものがある。令和2年4月1日以降に生じた私債権は原則5年。）・援用必要（時効期間が経過しても、債務者の援用の申出がなければ不納欠損処理不可）
徴収手法	①納入通知書等発行 → ②督促状交付 → ③債務者調査 → ④催告 滞納処分 ○ 税の滞納処分の手続きを経て強制的に徴収が可能 ○ 根拠：地方税法、国税徴収法 ○ 執行機関：県 ○ 手続：督促⇒ 財産調査（捜索）⇒ 差押 ⇒ 財産の換価⇒ 換価代金の配当 強制徴収 ○ 税の滞納処分の適用不可。一般の債権と同様に裁判所の決定・執行を経て、強制徴収が可能。 ○ 根拠：民事執行法 ○ 執行機関：裁判所 ○ 手続： 差押、競売、不動産引渡・明渡など		
債権の具体例	① 県税（税務課） ・個人県民税 ・自動車税 ・不動産取得税など ② 障害児施設入所者（保護者）負担金（障害福祉課） ③生活保護費徴収金（福祉指導課） ④ 過料（公安委員会） ⑤ 道路使用料（道路課） など	① 高知県立高等学校授業料・受講料（高等学校課） ② 生活保護費返還金（福祉指導課） ③ 児童扶養手当返納金（子ども・子育て支援課） など	① 県営住宅使用料（住宅課） ② 地域改善対策進学奨励資金貸付金（人権教育・児童生徒課） ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども・子育て支援課） ④ 農業改良資金貸付金（協同組合指導課） ⑤ 中小企業設備近代化資金（経営支援課） ⑥ 中小企業高度化資金（経営支援課） など

3 債権管理の事務の流れ

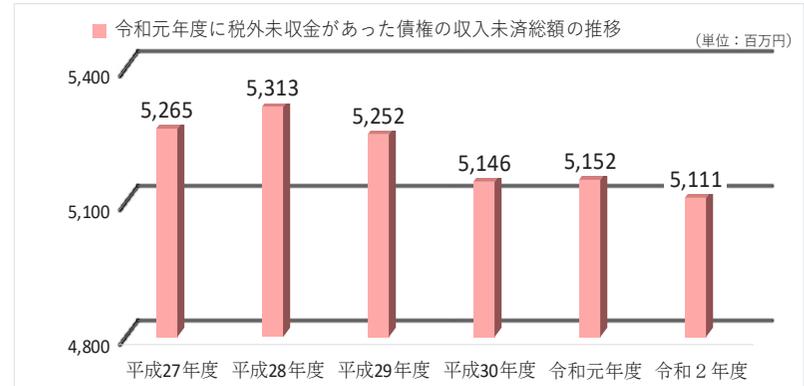
(出典：「高知県債権管理マニュアル」)



4 債権の概要

(1) 収入未済額の推移

平成 28 年度に債権管理条例を制定し、平成 29 年度、平成 30 年度に全庁的に債権の整理が進められた結果、平成 29 年度以降の税外収入における収入未済額（以下「税外収入未済額」という。）は、減少傾向となっている。



(2) 債権ごとの収入未済額

令和2年度一般会計の税外収入未済額は21億円を超えており、その約55パーセントが産業パワーアップ融資となっていた。また、特別会計の税外収入未済額は29億円を超え、その9割以上が中小企業高度化資金となっていた。

令和元年度に税外未収金があった債権ごとの収入未済額 (単位：千円、%)

債権の名称	令和元年度	令和2年度	対前年度比較		
			増減額	増減率	
一般会計	退職手当返還金	28,095	27,897	△ 198	△ 0.7
	高知県医師養成奨学金貸付金	4,046	4,049	3	0.1
	過誤支出戻入金	21,953	19,884	△ 2,069	△ 9.4
	老人福祉資金等貸付金	6,082	6,010	△ 72	△ 1.2
	施設入所児童保護者等負担金	39,878	44,564	4,686	11.8
	生活保護費徴収金及び生活保護費返還金	99,959	107,417	7,458	7.5
	補助金返還金	35,128	35,128	0	-
	産業パワーアップ融資	1,179,639	1,179,579	△ 60	0.0
	県営住宅使用料	237,009	221,332	△ 15,677	△ 6.6
	プレジャーボート使用料	1,129	1,059	△ 70	△ 6.2
	地域改善対策進学奨励資金貸付金	454,977	437,655	△ 17,322	△ 3.8
	その他	64,120	61,043	△ 3,077	△ 4.8
	一般会計 計	2,172,015	2,145,617	△ 26,398	△ 1.2
	特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金	21,039	20,019	△ 1,020
中小企業高度化資金		2,752,748	2,750,273	△ 2,475	△ 0.1
農業改良資金貸付金		93,461	87,625	△ 5,836	△ 6.2
林業・木材産業改善資金貸付金		21,745	21,285	△ 460	△ 2.1
高知県高等学校等奨学金		76,254	71,210	△ 5,044	△ 6.6
その他		14,881	14,632	△ 249	△ 1.7
特別会計 計		2,980,128	2,965,044	△ 15,084	△ 0.5
一般会計・特別会計の合計	5,152,143	5,110,661	△ 41,482	△ 0.8	

(3) 不納欠損額の推移

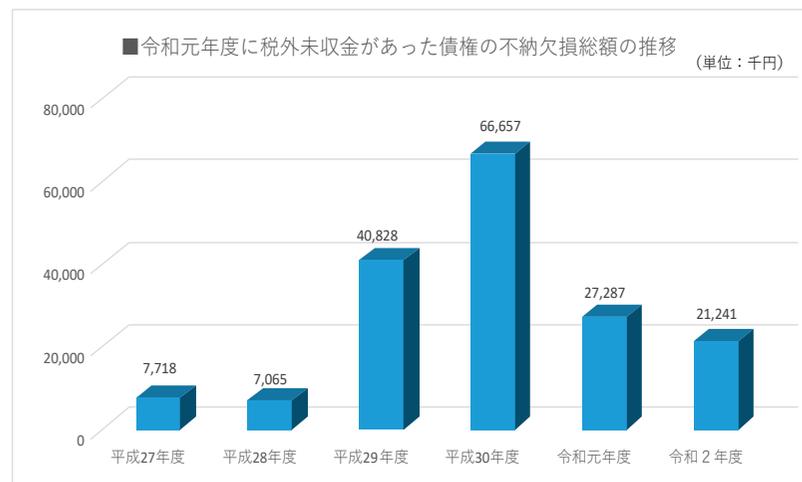
平成28年度は約700万円であった不納欠損額は、平成29年度には約4,100万円、平成30年度には約6,700万円となり、その後、令和元年度及び令和2年度においても2,000万円を超えていた。

これは、平成27年度決算時点で時効期間が経過している債権について、平成29年度、平成30年度の2年間で全庁的に集中して債権の整理に取り組んだためである。

具体的には、時効完成後は徴収権が消滅する公債権である生活保護費徴収金及び生活保護費返還債権と施設入所児童保護者等負担金の2債権で平成29年度は約1,500万円、平成30年度は約1,100万円の不納欠損処分を実施していた。

また、私債権においては、平成29年度から施行された債権管理条例に基づき、回収困難なまま消滅時効の完成に至った県営住宅使用料や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の債権を放棄しており、県営住宅使用料で平成29年度に約1,000万円の不納欠損処分による債権整理を行った。

なお、平成30年度の不納欠損額約6,700万円のうち、約4,100万円が中小企業高度化資金の債権放棄額であった。



第3 監査対象とした具体的な債権管理事務及び関係法令

今回の監査対象債権は、一部を除き、令和2年3月31日まで施行されていた法令を適用するものであるため、令和2年3月31日まで施行されていた法令の規定を関係法令として記載するものとし、「時効の中断」などの用語の記載も法令の規定に沿ったものとする。

1 強制徴収公債権

(1) 債権確認書

高知県財産規則（昭和39年4月1日規則第19号。以下「財産規則」という。）第114条には、債権発生後又は帰属後、調査確認すべき事項と第16号様式による債権確認書の整備について規定されている。

なお、債権確認書の様式については、別に知事が指定した場合は、その様式を使用することができる。

財産規則第114条

債権管理者は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は県に帰属したときは、第121条に規定する場合を除き、直ちに別記第16号様式（知事において別に様式を指定した場合は、当該様式）による債権確認書により次に掲げる事項について調査確認しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額及び履行期限
- (3) 債権の発生原因及び発生時期並びに種類
- (4) 利率その他利息に関する事項
- (5) 延滞金に関する事項
- (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- (7) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (8) 解除条件
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(2) 督促

債権発生後、納期限までに納付しない債務者がある場合には、県は、法第231条の3第1項に基づき、期限を指定して督促を行わなければならないとされている。

加えて、財産規則第124条第1項には督促状の発付時期について規定され、同条第1項及び第2項には、督促状の様式について規定されている。

法第231条の3第1項

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

財産規則第124条

債権管理者は、その所掌に属する債権（法第240条第4項に規定する債権を除く。）について、その全部又は一部を履行期限までに納付しない者があるときは、履行期限後30日以内に期限を指定して別記第21号様式による督促状を発付しなければならない。

2 前項に規定する督促状より難い場合は、別に知事が告示で定めるものを当該督促状に代えるものとする。

3 前2項の督促状の指定期限は、発付の日から起算して20日以内においてこれを定めなければならない。

(3) 催告

催告とは、督促状を発付してもなお、指定した期限までに納付がされない場合に、文書送付、電話、自宅等への訪問などの方法により納付を促すことをいう。

(4) 時効の中断

公債権の時効期間は、法第236条第1項に強制徴収公債権及び非強制徴収公債権ともに他の法律に定めがあるものを除き5年と規定されており、時効の援用を必要とせず、債権が消滅する。

このため、財産規則第137条には「債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれのあるときは、時効の中断のため必要な措置をとらなければならない。」と規定されている。

時効の中断については、法第236条第4項に、「法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規程にかかわらず、時効中断の効力を有する。」と規定されている。

また、法第236条第3項には、民法（明治29年法律第89号）第147条の規定を準用すると規定されている。

法第236条

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規程にかかわらず、時効中断の効力を有する。

民法第147条

時効は、次に掲げる理由によって中断する。

- 1 請求（催告：催告後6箇月以内に裁判手続きをした場合のみ中断する。）
- 2 差押え、仮差押え又は仮処分
- 3 承認

財産規則第137条

債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれのあるときは、時効の中断のため必要な措置をとらなければならない。

(5) 滞納処分

強制徴収公債権は、財産規則第125条第1項に、督促時に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない時は、国税又は地方税の滞納処分の例により滞納処分をしなければならないと規定されている。滞納処分の例としては次のようなものがある。

ア 差押え

債務者の財産処分を制限し、換価できる状態におくこと

イ 交付要求

債務者の財産に対して、滞納処分などの強制換価手続が先行して開始されている場合に、その手続に参加して配当を受けること

法第231条の3第3項

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

財産規則第125条第1項

知事又はその委任を受けた職員は、法第231条の3第3項に規定された債権及び他の法令の規定に基づき国税又は地方税の対応処分の例により処分することができるものとされた債権（以下「強制徴収債権」という。）について、前条の規定又はその他の法令の規定により発付した督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、滞納処分を行わなければならない。

(6) 延滞金

強制徴収公債権及び非強制徴収公債権にかかる延滞金については、法第231条の3第2項には「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規程されており、これを受けて、高知県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年3月28日条例第19号。以下「延滞金徴収条例」という。）第2条第1項には、債権の返還に伴う延滞金が発生している場合には債務者から延滞金を徴収すると規定されている。

なお、延滞金の減免については、延滞金徴収条例第3条に、減免に係る手続については債権の管理に関する事務処理要領第12条に規定されている。

法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

延滞金徴収条例第2条第1項

地方自治法第231条の3第1項の規定により、分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入を督促した場合においては、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下、この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を徴収する。

延滞金徴収条例第3条

知事は、災害その他特別の事情によりやむを得ず延滞したものについては、延滞金を減免することができる。

債権の管理に関する事務処理要領第12条

高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条の規定により延滞金を免除しようとするときは、債務者から別記第4号様式による延滞金免除申請書を提出させて処理するものとする。

2 非強制徴収公債権及び私債権**(1) 債権確認書**

前述「1 強制徴収公債権」と同様。

(2) 督促

債権発生後、納期限までに納付しない債務者がある場合には、県は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第171条に基づき、期限を指定して督促を行わなければならないとされている。

加えて、財産規則第124条第1項には督促状の発付時期について規定され、同条第1項及び第2項には、督促状の様式について規定されている。

法施行令第171条

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

財産規則第124条

債権管理者は、その所掌に属する債権（法第240条第4項に規定する債権を除く。）について、その全部又は一部を履行期限までに納付しない者があるときは、履行期限後30日以内に期限を指定して別記第21号様式による督促状を発付しなければならない。

2 前項に規定する督促状により難い場合は、別に知事が告示で定めるものを当該督促状に代えるものとする。

3 前2項の督促状の指定期限は、発付の日から起算して20日以内においてこれを定めなければならない。

(3) 催告

前述「1 強制徴収公債権」と同様。

(4) 時効の中断

非強制徴収公債権の時効期間については、前述「1 強制徴収公債権」と同じ5年である。

私債権の時効期間については、その債権に適用される民法、商法等に定められた期間となる。

また、私債権は、時効期間を経過しても債務者から時効の援用の申出がなければ消滅時効は完成しない。

非強制徴収公債権及び私債権における時効の中断については、前述「1 強制徴収公債権」と同様。

(5) 強制執行等

財産規則第126条第1項には、非強制徴収公債権及び私債権について、督促時に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない者があるときは、当該指定期限後1年以内に法施行令第171条の2に規定する以下の強制執行等の措置をとらなければならないと規定されている。

ア 保証人への催告

保証人に対して、債務者の住所や氏名、履行すべき金額、その請求の理由等を明示した文書により履行の請求を求めること

イ 担保権の実行

担保の付されている債権について、裁判所への競売等の申立てにより担保を処分する又は担保権を実行すること

ウ 債務名義のある債権についての強制執行

債務名義（判決や和解調書などの法的に執行力を認めた文書）のある債権について、裁判所が債務者の財産を差し押さえた後、金銭に換価し、強制的に回収すること

エ 債務名義がない債権についての訴訟手続

債務名義がない債権について、支払督促の申立て又は通常訴訟の提起により履行を請求すること

法施行令第171条の2

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する分担金等に係る債権（第171条の5及び第171条の6第1項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

財産規則第126条第1項

債権管理者は、その所掌に属する強制徴収債権以外の債権（法第240条第4項に規定する債権を除く。以下同じ。）について、第124条の規定による督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、当該指定期限後1年以内に政令第171条の2の規定による強制執行等の措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

ただし、法施行令第171条の2には、強制執行等の措置の例外規定として「第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。」と規定されている。

オ 徴収停止

履行期限後、相当の期間を経過してもなお履行されない債権について、債務者の所在が不明であり、差し押さえることができる財産がないなどの要件に該当する場合に債権の徴収を停止すること。

法施行令第171条の5

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められるとき。

カ 履行延期特約等

債務者が無資力又はこれに近い状態にあるなどの場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができること。

法施行令第171条の6

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

財産規則第142条

債権管理者は、強制徴収公債権以外の債権について、政令第171条の6の規定に基づき履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)を行う場合においては、債務者から別記第25号様式による履行延期申請書を提出させて行うものとする。

2 債権管理者は、前項の申請書を受理した場合においては、その内容を審査し、政令第171条の6第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに履行延期の特約等をするものとする。

3 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、直ちに別記第26号様式による履行延期承認通知書を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、当該通知書には、必要に応じ、債権管理者が指定する期限までに担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出がなかったときはその承認を取り消すことがある旨付記するものとする。履行延期を承認しない場合においては、債務者に対し承認できない理由を付してその旨通知しなければならない。

(6) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)

非強制徴収公債権の延滞金については、前述「1 強制徴収公債権」と同様。

私債権については、契約書や根拠法令、規定等に遅延損害金(違約金、延滞利子等)の定めがない場合であっても、民法第412条及び民法第419条の規定に基づき、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、遅延損害金を加算して徴収することができる。とされている。

民法第412条

債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

民法第419条第1項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

※法定利率は民法第404条に規定

第4 監査の結果及び意見

監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、以下に監査結果を記載するとともに、是正又は改善を要する事項としたものについて、意見を付す。

1 個別債権の監査の結果及び意見

(1) 高知県医師養成奨学貸付金

ア 概要

(ア) 所管課

健康政策部 医療政策課

(イ) 内容

県として必要な医師の確保を図ることを目的に創設された奨学金貸付に係る償還債権
一定期間、県内の指定医療機関等で医師として勤務するなどの条件を満たせば、貸付金の償還が免除される。

【奨学金貸付金額】

月額 150,000 円

80,000 円※

産婦人科、小児科、外科、麻酔科、脳神経外科に勤務する意思がある場合は、月額 80,000 円の特定期目加算が貸付けられる。

(ウ) 根拠法令

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例

(エ) 債権区分

私債権

(オ) 時効期間

10 年

(カ) 未収金の状況

本債権の滞納者は少数である。当貸付金は毎月返済期限が到来するが、平成30年度から2年間全く返済されなかった債権があったため、未収金が増加した。令和2年度からは返済が再開されている。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	0	546	1,508	1,753	1,911	1,916
過年度	0	0	0	935	2,135	2,133
合計	0	546	1,508	2,688	4,046	4,049

イ 監査の結果及び意見

(ア) 債権確認書の整備

監査を実施した限り、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

本債権は、独自の電算処理システム「医師養成奨学貸付金管理システム」による債権管理を行っており、財産規則第114条で規定する債権確認書に記録すべき事項は、このシステムで管理されている。

また、財産規則第114条では、別記第16号様式による債権確認書のほか、知事が別に指定した様式による債権確認書の整備が認められているが、これを適用した意思決定は認められなかった。

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、本債権は財産規則第124条第1項に定められた第21号様式により、履行期限後30日以内に発付しており、適切に行われていた。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、催告は適切に行われていた。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、本債権は遅れながらも返済されているため、時効の中断のための措置が必要な案件は生じていなかった。

(オ) 強制執行等の措置

監査を実施した限り、連帯保証人に対する催告は適切に行われていた。

(カ) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)の徴収

監査を実施した限り、元本が完済となり、徴収すべき遅延損害金(延滞金)が確定している債権はなかった。

※本債権は私債権であるが、遅延損害金を「延滞金」として規定されている。

(キ) その他

医療政策課では、看護師や助産師に対する同様の奨学金があり、この債権管理のシステムを参考に平成27年度に高知県医師養成奨学貸付金管理システムを導入するとともに、収納情報等については財務会計システムと連動させることで、債権管理の効率化を図っていた。

(2) 老人福祉資金等貸付金

ア 概要

本債権は、高知県老人福祉資金貸付金及び高知県老人居室整備資金貸付金の2種類の貸付金に係る債権となっている。

本債権は、債務者が高知市及び県外在住のものについては高齢者福祉課が管理し、その他の地域の債務者については各福祉保健所が管理をしている。

(ア) 所管課

子ども・福祉政策部 高齢者福祉課

(イ) 内容

a 高知県老人福祉資金貸付金

老人の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための貸付けに係る償還債権
昭和59年度に貸付事業は終了しており、債権回収のみ実施している。

b 高知県老人居室整備資金貸付金

老人の在宅での生活の推進を図るため、専用居室の整備または老人向け住宅の改造に必要な資金の貸付けに係る償還債権
平成3年度に貸付事業は終了しており、債権回収のみ実施している。

(ウ) 根拠法令

a 高知県老人福祉資金貸付金

高知県老人福祉資金貸付け条例
高知県老人福祉資金貸付け条例を廃止する条例
高知県老人福祉資金貸付け条例施行規則

b 高知県老人居室整備資金貸付金

高知県老人居室整備資金貸付け要綱

(エ) 債権の区分

私債権

(オ) 時効期間

10年

(カ) 未収金の状況

本債権の約9割が、老人居室整備資金貸付金である。

平成20年度包括外部監査時点の未収債権は、老人福祉資金貸付金が21件、老人居室整備資金貸付金が33件であったが、令和3年12月時点で老人福祉資金貸付金は、高齢者福祉課が管理する9件、老人居室整備資金貸付金は、高齢者福祉課及び4福祉保健所が管理する15件となっていた。

平成29年度に税務課内に税外債権対策室が設置され、一定、債権整理がされていたが、なかには貸付けから30年以上経過した債権が残っている。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	0	0	0	0	0	0
過年度 (老人福祉 資金貸付 金)	1,440	1,425	1,153	922	910	898
(老人居室 整備資金貸 付金)	6,832	6,654	6,509	5,418	5,172	5,112
合計	8,272	8,079	7,662	6,340	6,082	6,010

(キ) 不納欠損処分の実施状況

本債権は私債権であるため、時効期間が経過した債権について、債務者から時効の援用の申出があった場合は不納欠損処分を行うことができるが、老人福祉資金貸付金については、高知県老人福祉資金貸付金条例第9条及び高知県老人福祉資金貸付金条例を廃止する条例に、借受人及び連帯保証人が死亡した場合等の免除規定があり、この免除規定を適用し、不納欠損処分となる案件が多い。

(単位：千円)

	不納欠損額 (①+②)	債権放棄 ①	債権放棄以外 ②	②の内容
平成27年度	264	0	264	借受人及び連帯保証人が死亡 (老人福祉資金貸付金条例の 免除規定適用)
平成28年度	0	0	0	
平成29年度	258	0	258	借受人及び連帯保証人が死亡 (老人福祉資金貸付金条例の 免除規定適用)
平成30年度	1,022 (内訳) 213 809	0	1,022 213 809	借受人及び連帯保証人が死亡 (老人福祉資金貸付金条例の 免除規定適用) 時効の援用(老人居室整備資 金貸付金)
令和元年度	0	0	0	
令和2年度	0	0	0	

イ 監査の結果及び意見

今回は債務者数が多い高齢者福祉課について監査を実施した。

監査結果は以下のとおりであった。

(ア) 債権確認書の整備

監査を実施した限り、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

本債権は、エクセル表による債権管理を行っており、財産規則第114条で規定する債権確認書に記録すべき事項は、このエクセル表で管理されていた。

また、財産規則第114条では、別記第16号様式による債権確認書のほか、知事が別に指定した様式による債権確認書の整備が認められているが、これを適用した意思決定は認められなかった。

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、督促状を発付する必要がある案件は生じていなかった。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、債務者及び連帯保証人等への催告は適切に行われていた。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、老人福祉資金貸付金9件のうち2件と、老人居室整備資金貸付金10件のうち2件については、分割納付により時効が中断していた。

残る案件については、催告や納入指導等を行っているものの、債務者や連帯保証人の多くは死亡しており、その相続人からの納付もされておらず、時効は中断していなかった。

(オ) 強制執行等の措置

監査を実施した限り、老人福祉資金貸付金7件(うち2件は所在不明)と、老人居室整備資金貸付金8件については、県は催告や納入指導等を行っているものの、債務者や連帯保証人の多くは死亡しており、その相続人からの納付もされていなかった。

これらの案件については、「債権管理マニュアル」によると財産調査等を行い強制執行等の手続に移ることになるが、強制執行等をしている案件はなかった。

(カ) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)の徴収

高知県老人福祉資金貸付金条例第10条及び高知県老人居室整備資金貸付金要綱第14条には遅延損害金(延滞利子)を徴収することが規定されている。一方で、これらの規定には、支払期日に貸付金を償還しなかったことについて、「災害その他やむを得ない理

由がある」と認められるときは、遅延損害金（延滞利子）を免除できることが規定されている。

監査を実施した限り、令和2年度に元金が完済され、遅延損害金（延滞利子）が発生した老人居室整備資金貸付金について、文書による免除の意思決定を行わないまま遅延損害金（延滞利子）を徴収していなかった。

遅延損害金（延滞利子）の免除を行うに当たっては、債務者ごとに状況を確認したうえで、免除が適当かを判断し、文書による適正な意思決定を行うよう改善を求める。

(キ) その他

本債権は、一番新しいものでも貸付けから約30年が経過し、債務者や連帯保証人の多くは死亡しており、その相続人からの債権回収も困難な状況となっている。

これについては、平成20年度包括外部監査においても「借受者や連帯保証人の状況を整理した上で、どのような場合に不納欠損とするかを明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。」との意見が付されていた。しかしながら、高齢者福祉課は、「不納欠損として処理できるよう判断基準や事務手続を検討していきます。」との措置結果を通知していたにもかかわらず、監査を実施した限り、不納欠損処分の判断基準やその事務手続についての検討を行った事実は認められなかった。

不納欠損処分に必要な判断基準の整備などを行うとともに、経済性、効率性の観点から債権の整理に努められたい。

(3) 施設入所児童保護者等負担金

ア 概要

(ア) 所管課

子ども・福祉政策部 子ども・子育て支援課

(イ) 内容

児童福祉法に基づき、施設等に措置入所した児童に係る費用の保護者等負担金に係る債権

(ウ) 根拠法令

児童福祉法第56条第2項

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則

(エ) 債権区分

強制徴収公債権

(オ) 時効期間

5年

(カ) 未収金の状況

本債権は、保護者等の所得に応じて保護者等から負担金を徴収している。措置児童数は横ばいだが、現年度分の負担金額が増加傾向であり、併せて未収金も増加傾向にある。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	5,972	5,859	6,264	8,332	9,436	10,334
過年度	30,198	29,158	26,597	26,801	30,442	34,230
合計	36,170	35,017	32,861	35,133	39,878	44,564

(キ) 不納欠損処分の実施状況

本債権は時効の完成に援用を要しない公債権であるため、5年間未納が続けば時効が完成し、徴収権が消滅する。平成29年度及び平成30年度に不納欠損額が多かったのは、過去の債権を整理し、時効が完成していた債権を不納欠損処分を行ったことによるものである。

(単位：千円)

	不納欠損額 ①+②	債権放棄 ①	債権放棄以外 ②	②の内容
平成27年度	1,908	0	1,908	消滅時効の完成
平成28年度	3,850	0	3,850	消滅時効の完成
平成29年度	5,506	0	5,506	消滅時効の完成
平成30年度	4,350	0	4,350	消滅時効の完成
令和元年度	2,940	0	2,940	消滅時効の完成
令和2年度	3,518	0	3,518	消滅時効の完成

イ 監査の結果及び意見

本債権は、子ども・子育て支援課が所管しているが、児童相談所及び福祉保健所と役割分担しながら債権管理を行っている。

※保護者等負担金の事務処理の流れ

【①債権の発生（保護者等の所得に応じた負担金の認定）】

児童相談所

↓

【②調定と納入通知（口座振替でない保護者等には、納入通知書の送付）】

子ども・子育て支援課

↓

【③履行期限の到来、債務不履行】

・督促、催告：子ども・子育て支援課

・未収金に係る納入指導

現年度分：児童相談所

過年度分：福祉保健所（轄多管内は幡多児童相談所）

↓

【④不納欠損処理（時効が経過した債権）】

子ども・子育て支援課

子ども・子育て支援課が児童相談所に対し、年1回、保護者等負担金の未収金対応を含めた研修を実施するとともに、福祉保健所に対し、年1回、納入指導のための協議を実施しているほか、債権者の状況に変化が生じた場合など、適宜、情報共有をしている。

今回は、全体の債権管理を実施している子ども・子育て支援課について、監査を実施した。

(ア) 債権確認書の整備

監査を実施した限り、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

本債権は、独自の電算処理システム「児童相談システム」による債権管理を行っており、財産規則第114条で規定する債権確認書に記録すべき事項は、このシステムで管理されていた。

また、財産規則第114条では、別記第16号様式による債権確認書のほか、知事が別に指定した様式による債権確認書の整備が認められているが、これを適用した意思決定は認められなかった。

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、平成26年度から令和元年度までの一部の債権について、督促状を発付していなかったため、消滅時効が完成した一部の案件を除き、令和2年度に督促状を発付していた。

これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務である。今後は、このような事務処理の遅延がおきないように改善を求める。

なお、令和2年度以降は、財産規則第124条第2項に基づき知事告示した様式により、適正に納期限後30日以内に督促状を発付していた。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、催告は適切に行われていた。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、平成26年度に督促状を発付すべきであったにも関わらず、発付していなかったため、時効が中断せず、債権が消滅していた案件があった。

これは、財産規則第137条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(オ) 滞納処分状況

監査を実施した限り、滞納処分の実施の検討を行うべき事案が一部認められたが、滞納処分について検討した文書等は認められなかった。

滞納者の状況に応じて、滞納処分又は滞納処分の執行停止の適切な判断を行うよう改善を求める。また、滞納処分の執行停止を行う場合には、文書による適正な意思決定手続を行うよう求める。

(カ) 延滞金の徴収

監査を実施した限り、延滞金徴収条例第2条第1項の規定に基づく延滞金を徴収していなかった。また、延滞金の減免については、延滞金徴収条例第3条で「災害その他の特

別の事情によりやむを得ず延滞したものについては、延滞金を減免することができると規定しているが、これを適用している案件もなかった。

延滞金の免除手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条に反する不適正な事務であるので、改善を求めらる。

(キ) その他

令和2年度より保護者等に対して、口座振替による納入を積極的に勧めたこともあり、令和元年度の収納率42.79パーセントに対して、令和2年度の収納率49.34パーセントと増加した。

口座振替の保護者等が増えることは、収納率の向上につながるものと考えられる。

また、本負担金の債権管理を行っている児童相談システムでは、消滅時効の完成に至った債権の自動抽出ができないことなどから、不納欠損処分の際は、システムからすべての債権データを抽出し、担当者が長時間をかけて、消滅時効の完成に至った債権の確認を行っているが、今後はRPA※を用いて、時効管理に必要なデータの抽出処理等を一部自動化できるよう、事務の効率化のための見直しが行われている。

※RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション)

人間が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化する技術

(出典：総務省行政経営支援室資料から抜粋)

(4) 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

ア 概要

(ア) 所管課

子ども・福祉政策部 福祉指導課

(イ) 内容

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合などに支給した生活保護費の返還に係る債権

(ウ) 根拠法令

生活保護法第63条、第77条の2、第78条

(エ) 債権の区分

a 強制徴収公債権 (生活保護費徴収金)

(a) 生活保護法第63条に基づく債権 (急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたことに係る返還金のうち保護の実施機関の責めに帰すべき事由によるものを除く) で生活保護法第77条の2を適用したもの

(b) 生活保護法第78条に基づく債権 (不実の申請その他不正な手段により保護費を受給したことに係る徴収金)

b 非強制徴収公債権 (生活保護費返還金)

生活保護法第63条に基づく債権 (急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたことに係る返還金のうち保護の実施機関の責めに帰すべき事由によるもの)

(オ) 時効期間

5年

(カ) 未収金の状況

経済的に困窮している債務者が多く、過年度の未収金の回収は難しく、また毎年度、一定程度の新たな未収金が発生している。

平成28年度に現年度未収金が前年度に比して約800万円増えていたが、これは収入を申告せず複数年保護費を受給していた生活保護受給者を、刑法第246条に基づき告発したことに伴うものであった。

また、令和2年度の現年度未収金が前年度に比して約600万円増えていたが、これは平成29年度から令和元年度に各福祉保健所が福祉指導課に進達した納付の履行延期承認申請を福祉指導課において適切な時期に事務処理せず、令和2年度に現年度分として収入調定を行った不適切な事務処理を原因としている。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	10,776	18,131	9,551	5,739	7,032	13,361
過年度	89,652	96,469	99,965	97,631	92,927	94,056
合計	100,428	114,600	109,516	103,370	99,959	107,417

(キ) 不納欠損処分の実施状況

本債権は時効の完成に援用を要しない公債権であるため、5年間未納が続けば時効が完成し、徴収権が消滅する。

平成29年度から令和元年度に不納欠損額が多くなっているが、これは中央西福祉保健所において、時効が完成した債権(約1,400万円)を不納欠損処分を行ったことが主たる要因である。

(単位：千円)

	不納欠損額 (①+②)	債権放棄 ①	債権放棄以外 ②	②の内容
平成27年度	1,351	0	1,351	消滅時効の完成
平成28年度	503	0	503	消滅時効の完成
平成29年度	9,556	0	9,556	消滅時効の完成
平成30年度	6,649	0	6,649	消滅時効の完成
令和元年度	4,382	0	4,382	消滅時効の完成
令和2年度	301	0	301	消滅時効の完成

イ 監査の結果及び意見

本債権は、福祉指導課が所管しているが、実際の債権管理事務は各福祉保健所が行っている。福祉指導課では、納付の履行延期特約について承認の可否や不納欠損処理の決定に係る事務を行っている。

今回は、福祉指導課と併せて、世帯数に対する生活保護受給率が高い安芸福祉保健所と生活保護受給世帯数が最も多い中央西福祉保健所について監査を実施した。

上記ア(カ)未収金の状況でも触れたとおり、福祉指導課においては、平成29年度から令和元年度に各福祉保健所が福祉指導課に進達した納付の履行延期承認申請の事務処理を令和2年度にいたるまで行っていなかった。これは、履行延期の特約等の手続について定めた財産規則第142条第2項に適合しない不適正な事務である。

また、この履行延期承認事務手続の遅滞に伴い、平成29年度から令和元年度の各決算にも本来計上されるべきであった未収債権額が反映されていなかったことも判明した。

福祉指導課に対して、今後、このような不適正な事務が生じないよう改善を求めます。

安芸福祉保健所と中央西福祉保健所の監査結果は以下のとおりであった。

(ア) 債権確認書の整備

監査を実施した限り、いずれの福祉保健所においても、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備しており、問題は認められなかった。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、安芸福祉保健所では財産規則第124条第1項で定められた第21号様式の督促状を使用していたが、中央西福祉保健所では同様式を使用していなかった。

なお、財産規則第124条第2項では、督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、福祉指導課に確認したところ、これに該当する知事告示は行われていなかった。

また、いずれの福祉保健所においても、財産規則第124条第1項で定められた発付時期を過ぎて督促状の発付が行われているものが認められた。

これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務であるので、改善を求めます。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、いずれの福祉保健所においても、催告は適切に行われていた。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、いずれの福祉保健所においても、履行延期の特約手続や納付による債務承認が行われており、時効の中断手続は適正に行われていた。

(オ) 滞納処分の状況

監査を実施した限り、生活保護費徴収金(強制徴収公債権)については、いずれの福祉保健所においても、債務者に資力がないなどの理由で滞納処分を実施していない案件が認められたが、滞納処分の執行停止についての意思決定は行われていなかった。

地方税法第15条の7及び国税徴収法第153条第1項には、滞納者に一定の事由があると認められる場合には、滞納者からの申請を要することなく職権で滞納処分の執行を停止することができるが規定されている。

滞納者の状況に応じて、滞納処分の執行停止を行う場合には、文書による適正な意思決定手続を行うよう求めます。

(カ) 強制執行等の措置

監査を実施した限り、生活保護費返還金(非強制徴収公債権)については、平成26年度に安芸福祉保健所において徴収停止1件を実施したほか、いずれの福祉保健所においても、債務者に資力がないなどの理由により、強制執行等の措置は行われていなかった。

(キ) 延滞金の徴収

監査を実施した限り、いずれの福祉保健所においても、延滞金徴収条例第2条第1項の規定に基づく延滞金を徴収していなかった。

また、延滞金の減免については、延滞金徴収条例第3条で「災害その他の特別の事情によりやむを得ず延滞したものについては、延滞金を減免することができる」と規定しているが、これを適用している案件もなかった。

延滞金の免除手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(5) 林業・木材産業改善資金貸付金

ア 概要

(ア) 所管課

林業振興・環境部 木材産業振興課

(イ) 内容

林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る災害の防止、林業労働従事者の確保を図るための貸付に係る償還債権

(ウ) 根拠法令

林業・木材産業改善資金助成法

林業・木材産業改善資金助成法施行令

林業・木材産業改善資金助成法施行規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則

高知県林業・木材産業改善資金事務取扱要領

(エ) 債権の区分

私債権

(オ) 時効期間

5年

(カ) 未収金の状況

令和2年度末時点で、県が保有している未収債権は7件で県が直接貸付けを行っていた平成14年度までに発生したものである。すでに相当の時間が経過しているものの、回収困難事案が残っており、2千万円を超える未収金となっている。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	0	0	0	0	0	0
過年度	35,058	34,638	28,022	27,607	21,745	21,285
合計	35,058	34,638	28,022	27,607	21,745	21,285

(キ) 不納欠損処分の実施状況

平成29年度及び令和元年度の債権放棄については、主債務者及び連帯保証人が自己破産し、破産免責が確定したことなどによるものであった。

(単位：千円)

	不納欠損額 ①+②	債権放棄 ①	債権放棄以外 ②	②の内容
平成27年度	0	0	0	
平成28年度	0	0	0	
平成29年度	6,226	5,626	600	消滅時効の援用
平成30年度	0	0	0	
令和元年度	5,432	5,432	0	
令和2年度	0	0	0	

イ 監査の結果及び意見

(ア) 債権確認書

本債権は、平成20年度包括外部監査において、「未回収の貸付金に関する書類及び滞納者管理台帳の整備」を行うよう指摘がされているため、今回の監査において対応状況について確認した。

本県で滞納者管理台帳に当たるものは、財産規則で規定する「債権確認書」であるが、監査を実施した限り、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

なお、本債権は、エクセル表による債権管理を行っており、財産規則第114条で規定する債権確認書に記録すべき事項は、「滞納者管理台帳」としてエクセル表で整備していたほか、未回収の貸付金に関する書類も別途、整備し、交渉経過等も記録していた。

この交渉記録は、四半期ごとに上席者の確認を取るよう運用を改善しており、適切に実施されていた。

また、財産規則第114条では、別記第16号様式による債権確認書の整備のほか、知事が別途指定した様式による債権確認書の整備が認められているが、これを適用した意思決定は認められなかった。

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、督促状を発付する必要がある案件は生じていなかった。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、平成25年度から令和元年度までの間、文書による催告が適切に行われていなかった。なお、これについては税務課からの指導を受け、令和元年度からは改善されていることを確認した。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、履行延期の特約手続や分納による債務承認が行われ、令和2年度に1件、令和3年度(10月末時点)に1件、時効が中断されていた。

(オ) 強制執行等の措置

監査を実施した限り、催告や履行延期の特約による分納がなされており、差押え等の強制執行を要する案件は認められなかった。

また、債務者や連帯保証人等に対する催告も適切に行われていた。

(カ) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)の徴収

監査を実施した限り、林業・木材産業改善資金助成法第11条に基づき遅延損害金(違約金)の徴収は適切に行われていた。

(キ) その他

監査を実施した限り、令和2年度以前に元金が完済となり確定した遅延損害金(違約金、延滞利子等)の一部について、財産規則第165条第1項に基づく債権現在額の報告がされていなかった。

このため、木材産業振興課が管理する実際の債権額と令和2年度決算に関する調書のうち「財産に関する調書」の債権額にそごが生じていた。

未収金債権額を正確に決算書類に計上できていないことは、「知事及び公営企業管理者は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。」とする高知県債権管理条例第4条第1項の規定に反する不適正な事務である。

速やかに是正措置を講じるとともに、今後は債権の適正な把握を行い、法令に沿って適正に債権管理を行うよう求める。

(6) 県営住宅使用料

ア 概要

(ア) 所管課

土木部 住宅課

(イ) 内容

県営住宅(家賃、駐車場及び共益費)の使用料に係る債権

(ウ) 根拠法令

公営住宅法

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例

(エ) 債権の区分

私債権

(オ) 時効期間

5年

(カ) 未収金の状況

県営住宅は住宅に困窮している低額所得者向けの住宅であるため、毎年度一定程度の新たな未収金が発生している。平成29年度からは債権放棄の実施などにより未収金は減少傾向となっている。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	28,955	22,695	22,992	22,642	24,240	22,059
過年度	227,402	231,644	219,844	215,031	212,769	199,273
合計	256,357	254,339	242,836	237,673	237,009	221,332

(キ) 不納欠損処分の実施状況

本債権は私債権であるため、債務者から時効の援用の申出があった債権について、不納欠損処分を行っていた。

また、平成29年度からは所在不明や強制執行の対象となる財産がない場合などは、債権管理条例第14条第1項及び第2項に基づいた債権放棄を行っていた。

(単位：千円)

	不納欠損額 (①+②)	債権放棄 ①	債権放棄以外 ②	②の内容
平成27年度	3,103	0	3,103	時効の援用
平成28年度	1,983	0	1,983	時効の援用
平成29年度	10,463	3,364	7,099	時効の援用
平成30年度	8,302	5,297	3,005	時効の援用
令和元年度	6,247	1,349	4,898	時効の援用 相続放棄または相続人不在等
令和2年度	14,957	7,131	7,826	時効の援用

イ 監査の結果及び意見

(ア) 債権確認書の整備

監査を実施した限り、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

本債権は、独自の電算処理システム「県営住宅管理システム」による債権管理を行っており、財産規則第114条で規定する債権確認書に記録すべき事項は、このシステムで管理されていた。

また、財産規則第114条では、別記第16号様式による債権確認書の整備のほか、知事が別途指定した様式による債権確認書の整備が認められているが、これを適用した意思決定も認められなかった。

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、督促状は財産規則第124条第1項に基づき履行期限後30日以内に発付されていたが、同項に規定する第21号様式を使用していなかった。

なお、財産規則第124条第2項では、督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、これに該当する知事告示は行われていなかった。

これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、催告は適切に行われていた。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、県営住宅退去時に未収金がある場合は、債務承認及び分納についての誓約書を徴して時効の中断を行っており、手続は適正に行われていた。

このほか、県営住宅入居中に未収金がある場合は、訪問催告等を適切に行うことで、分納による債務承認により時効の中断が行われていた。

(オ) 強制執行等の措置

住宅課では、平成19年度に高知県営住宅等の家賃等滞納対策事務処理要領、明渡請求及び訴訟対象者選定基準、法的措置者等への対応方針及び強制執行等の措置方針を定めている。

監査を実施した限り、この基準に基づき、家賃の支払及び住宅の明渡しを求める訴訟の対象者を適正に選定し、訴訟手続を実施していた。また、訴訟後も支払のない者に対しては、強制執行の措置方針に基づき、裁判所へ住宅明渡しの強制執行の申立てが適正に行われていた。

なお、本債権では、履行期限を経過した案件であっても、回収可能性があるものは回収に努めることを方針としており、徴収停止は実施していなかった。

(カ) 遅延損害金（違約金、延滞利子等）の徴収

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例には、遅延損害金の徴収についての規定がないため、民法第412条に基づき遅延損害金を徴収することとなるが、監査を実施した限り、令和2年度に県営住宅使用料債権元本が完済され、遅延損害金が確定した案件が認められたが、文書による意思決定を行わないまま遅延損害金を徴収していなかった。

遅延損害金の免除を行うに当たっては、債務者ごとに状況を確認したうえで、個別事案ごとに、文書による適正な意思決定を行うよう改善を求める。

(7) プレジャーボート使用料

ア 概要

(ア) 所管課

土木部 港湾・海岸課

(イ) 内容

プレジャーボート係留のための港湾使用料に係る債権

(ウ) 根拠法令

高知県港湾施設管理条例

(エ) 債権の区分

強制徴収公債権

(オ) 時効期間

5年

(カ) 未収金の状況

担当職員の適切な納付指導により、平成30年度以降は未収金は減少傾向となっている。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度	460	681	806	349	218	249
過年度	1,617	1,642	909	1,021	911	810
合計	2,077	2,323	1,715	1,370	1,129	1,059

(キ) 不納欠損処分の実施状況

本債権は時効の完成に援用を要しない公債権であるため、5年間未納が続けば時効が完成し、徴収権が消滅する。平成29年度に不納欠損額が多いのは、過去の債権について整理を行い、消滅時効が完成したものについて不納欠損処分を行ったことによるものである。

(単位：千円)

	不納欠損額 ①+②	債権放棄 ①	債権放棄以外 ②	②の内容
平成27年度	0	0	0	
平成28年度	0	0	0	
平成29年度	739	0	739	消滅時効の完成
平成30年度	8	0	8	消滅時効の完成
令和元年度	205	0	205	消滅時効の完成
令和2年度	103	0	103	消滅時効の完成

イ 監査の結果及び意見

本債権は、港湾・海岸課が所管しているが、実際の債権管理事務は各土木事務所が行っている。港湾・海岸課では、不納欠損処分や滞納処分の執行停止の決議などを行っている。

今回は係留許可件数が最も多い高知土木事務所について監査を実施した。

(ア) 債権確認書の整備

監査を実施した限り、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

本債権は、独自の電算処理システム「プレジャーボート管理システム」及びエクセル表による債権管理を行っており、財産規則第114条で規定する債権確認書に記録すべき事項は、このシステムで管理されていた。

また、財産規則第114条では、別記第16号様式による債権確認書の整備のほか、知事が別途指定した様式による債権確認書の整備が認められているが、これを適用した意思決定も認められなかった。

財産規則の規定様式による債権確認書が整備されていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(イ) 督促状の発付

監査を実施した限り、本債権は財産規則第124条第1項で定められた第21号様式の督促状を使用していなかった。

なお、財産規則第124条第2項では、督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、これに該当する知事告示は行われていなかった。

また、財産規則第124条第1項で定められた発付時期を過ぎて督促状の発付が行われていた。

これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(ウ) 催告の実施

監査を実施した限り、催告は適切に行われていた。

(エ) 時効の中断のための措置

監査を実施した限り、任意の分納による債権回収によって時効が中断しているものもあったが、未納のまま時効が中断していないものもあった。

(オ) 滞納処分の状況

監査を実施した限り、債務者から財産調査の同意書を徴し、財産調査を実施できたものについては、債務者に資力がないことが明らかであったため、滞納処分を行わず、地方税法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分の執行停止を適切に実施していた。

なお、市町村や企業等から情報提供について協力が得られないため、財産調査を実施することができず、滞納処分の検討にまで至らないという案件があった。

(カ) 延滞金の徴収

監査を実施した限り、延滞金徴収条例第2条第1項の規定に基づく延滞金を徴収していなかった。また、延滞金の減免については、延滞金徴収条例第3条で「災害その他の特別の事情によりやむを得ず延滞したものについては、延滞金を減免することができる」と規定しているが、これを適用している案件もなかった。

延滞金の免除手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

2 県全体の債権管理に係る監査の結果及び意見

(1) 債権の適正な把握

監査を実施した限り、林業・木材産業改善資金貸付金及び高知県高等学校等奨学金において、令和2年度以前に元金が完済となり確定した遅延損害金（違約金、延滞利息等）の一部について、財産規則第165条第1項に基づく債権現在額の報告がされていなかった。

このため、令和2年度決算に関する調書のうち「財産に関する調書」の債権額にそごが生じていた。

債権所管課において、未収金債権額を正確に決算書類に計上できていないことは、「知事及び公営企業管理者は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。」とする高知県債権管理条例第4条第1項の規定に反する不適正な事務である。

債権所管課においては、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は債権の適正な把握を行い、法令に沿って適正に債権管理を行うよう求める。

また、今回の監査結果で不適正な事務が判明した2債権以外にも、同様の事例が発生している可能性があることから、管財課においては、同様の事例が発生していないかを調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導されたい。

高知県債権管理条例第4条第1項

知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。

財産規則第165条第1項

部局の長は、その所掌事務に係る債権で、毎年度出納閉鎖までに消滅しなかったものについては、財産管理システム様式による債権現在額報告書により、翌年度6月15日までに、総務部長に報告しなければならない。

(2) 債権確認書の整備

「2 個別債権の監査の結果及び意見」でも記載したとおり、生活保護費徴収金及び生活保護費返還金を除く6債権（医師養成奨学貸付金、老人福祉資金等貸付金、施設入所児童保護者等負担金、林業・木材産業改善資金貸付金、県営住宅使用料、プレジャーボート使用料）において、財産規則第114条で定められた別記第16号様式による債権確認書を整備していなかった。

また、このほか一次調査において、財産規則第114条で定める様式で債権確認書を整備していないと回答した債権が30債権あった。

管財課においては、債権確認書の整備状況について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう、是正措置を講じられたい。

財産規則第114条

債権管理者は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は県に帰属したときは、第121条に規定する場合を除き、直ちに別記第16号様式（知事において別に様式を指定した場合は、当該様式）による債権確認書により次に掲げる事項について調査確認しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額及び履行期限
- (3) 債権の発生原因及び発生時期並びに種類
- (4) 利率その他利息に関する事項
- (5) 延滞金に関する事項
- (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- (7) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (8) 解除条件
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(3) 督促状の発付

「2 個別債権の監査の結果及び意見」でも記載したとおり、生活保護費徴収金及び生活保護費返還金、県営住宅使用料、プレジャーボート使用料の3債権において、督促状は発付していたが、財産規則第124条第1項に規定する第21号様式を使用していなかった。

なお、財産規則第124条第2項では、督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、これが適用された案件もなかった。

また、このほか一次調査において、督促状は発付していたが、財産規則第124条第1項及び第2項に規定する督促状の様式を使用していなかったと回答した債権が6債権あった。

管財課においては、督促状の発付について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導された。

法第231条の3第1項

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第171条

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

財産規則第124条

債権管理者は、その所掌に属する債権（法第240条第4項に規定する債権を除く。）について、その全部又は一部を履行期限までに納付しない者があるときは、履行期限後30日以内に期限を指定して別記第21号様式による督促状を発付しなければならない。

2 前項に規定する督促状により難い場合は、別に知事が告示で定めるものを当該督促状に代えるものとする。

3 前2項の督促状の指定期限は、発付の日から起算して20日以内においてこれを定めなければならない。

(4) 延滞金の徴収

「2 個別債権の監査の結果及び意見」で記載したとおり、施設入所児童保護者等負担金、生活保護費徴収金及び生活保護費返還金、プレジャーボート使用料の3債権において、令和2年度に確定した延滞金を徴収していなかった。なお、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条を適用し、延滞金の減免手続を行っている案件もなかった。

また、このほか令和2年度に確定した延滞金の徴収に係る一次調査において、6債権が、債務者に資力がないことなどを理由として、減免手続を行わないまま延滞金を徴収していないとの回答があった。

延滞金の減免手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、延滞金徴収条例第2条の規定に反する不適正な事務である。

管財課においては、延滞金の徴収及び減免について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導された。

法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

延滞金徴収条例第2条第1項

地方自治法第231条の3第1項の規定により、分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入を督促した場合においては、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下、この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を徴収する。

債権の管理に関する事務処理要領第12条

高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条の規定により延滞金を免除しようとするときは、債務者から別記第4号様式による延滞金免除申請書を提出させて処理するものとする。

(5) 遅延損害金（違約金、延滞利子等）の徴収

令和2年度に確定した遅延損害金の徴収に係る一次調査に基づき、関係書類の確認等を行ったところ、看護師養成等奨学金、助産師緊急確保対策奨学貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金の3債権は、遅延損害金の減免手続きにかかる要領等を整備し、これに基づく適切な手続を行い、遅延損害金を免除していた。

一方、「2 個別債権の監査の結果及び意見」で記載したとおり、老人福祉資金等貸付金及び県営住宅使用料の2債権については、文書による意思決定を行っていないにもかかわらず、令和2年度に確定した遅延損害金（違約金、延滞利子等）を徴収していなかった。

なお、令和2年度に発生した遅延損害金の徴収に係る一次調査では、2債権以外にも、減免手続を行わないまま遅延損害金を徴収していないと回答した債権があった。

管財課においては、遅延損害金の徴収及び減免について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導されたい。

(6) 税外未収金債権の整理の促進

平成27年度の包括外部監査結果において、県は「債権の管理・回収を強化した上で回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ること」を求められた。

これを受けて、県では、債権管理・回収を強化するため、平成29年度に税務課内に税外債権対策室を設置し、債権管理事務担当職員を対象とした研修の実施や管財課と合同で債権所管課へのヒアリングを実施してきた。

併せて、平成29年4月には、高知県債権管理条例及び高知県債権管理条例施行規則が施行され、県は、平成27年度決算時点で時効期間が経過した債権（以下、「時効経過債権」という。）の整理について、平成29年度及び平成30年度の2年間で集中的に取り組んだ。

これ以降も、債権所管課における時効経過債権の対応について管財課と税務課が毎年度ヒアリングを実施している。

その対応は個別の案件の性格により次の3つに大別される。

- ア 当年度中に整理を見込む案件
- イ 翌年度以降に整理を持ち越す案件
- ウ 同一債権者について時効期間が経過していない部分があり、引き続き回収に取り組む案件

このうち、ウに分類されるものが時効経過債権の半数以上を占めている。

ウの例としては、同一債務者（＝入居者）に対する11年前の使用料債権は時効期間を経過しているが、4年前の使用料債権は時効期間が経過していないという状況が生じている県営住宅使用料等が挙げられる。私債権である住宅使用料等は、時効の援用がない限りは時効が完成しないため、時効期間が経過していても回収の可能性があることから、催告などにより、引き続き債権の回収に取り組んでいる。

債権所管課へのヒアリングの中では、私債権の一部において、不納欠損処分までの手続が不明であったり、現在の人員体制では、他の業務と債権回収業務が優先するため、不納欠損処分までの対応ができないといった理由で、不納欠損処分が実施されていない債権があることも判明した。

他県においては、債権整理だけが残る一部の債権について、債権所管課と税外未収金支援課が、債権の共同管理を行うことで債権整理を進めている事例もある。

管財課及び税務課においては、債権所管課への丁寧な支援を行い、回収困難な税外未収金債権の整理をさらに促進されたい。

(7) 外部委託の活用

平成 27 年度の包括外部監査結果において、県は「私債権の回収実績及び管理の効率を上げるため外部委託の活用を図ること」を求められた。

これを受けて、県では、債権回収業務委託、保証人調査や不動産調査などに係る委託を実施してきた。

このうち、弁護士への催告及び債権回収に係る委託は、税務課及び債権所管課が協議して、回収困難案件の中から回収の可能性がある案件を選定し、回収実績に応じた成功報酬型の委託契約を締結して実施していた。

債権所管課が督促や催告をしても反応がなかった債務者が、弁護士からの催告には反応を示す場合が多いため、納付約束につながる案件も多く、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で 216 件（1 億 6,531 万円）の納付約束、183 件（3,526 万円）の回収につながった。

平成 28 年度から令和 2 年度までの債権回収業務委託の状況は、表 2 のとおりであった。

表 2 債権回収業務委託の状況 (債権額単位：千円)

年度	回収委託		納付約束		回収実績	
	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額
平成28年度	42	36,712	19	15,110	18	3,525
平成29年度	109	99,729	46	40,711	40	11,612
平成30年度	103	88,595	59	53,788	48	7,668
令和元年度	51	35,278	41	28,608	35	5,665
令和2年度	60	33,661	51	27,096	42	6,790
合計	365	293,975	216	165,313	183	35,260

なお、このほかに、平成 27 年度から令和 2 年度において、各債権所管課が独自に実施した外部委託は表 3 のとおりであった。

表 3 外部委託を実施していた債権 3 債権

債権名	所管課	外部委託の内容
中小企業高度化資金	経営支援課	保証人・不動産調査（H30～R2）
県営住宅使用料	住宅課	退去滞納者家賃等収納業務（H27～H28） 退去滞納者所在調査（H29～R1）
地域改善対策進学 奨励貸付金	人権教育・ 児童生徒課	返還相談業務（H27～H30）個人 5 名に委託 返還相談業務（R1～R2）個人 1 名に委託

債権所管課及び税務課においては、引き続き、回収困難な未収金の回収などについて、弁護士等への外部委託を進めることにより、未収金自体の回収効率を上げるよう努められたい。

(8) 債権管理体制

平成 27 年度の包括外部監査結果において、県は「債権管理の徹底を図るための体制構築すべきであること」を求められた。

これを受けて、県では、平成 29 年度に税務課に税外債権対策室を設置し、管財課とともに債権管理担当職員を対象とした研修会の開催や、適切に債権管理事務が執行されるよう債権管理マニュアル等の周知を行うとともに、債権の回収率の向上を目的とするヒアリングの実施にも取り組んできた。

多くの債権管理担当職員も、定期的な異動の枠組みの中で必要な法令等の自学習得に努めながら、債務者からの支払が途絶しないように粘り強く交渉を行い、日々、債権回収に努力していることは、この監査を通じたヒアリング等により確認できた。

しかし、監査を実施した限り、法令に沿った適正な債権管理事務ができていないものが認められたことは前述のとおりであり、「債権管理の徹底を図るための体制」が十分に機能しているとは言えない状況である。

債権所管課においては、システムの導入や RPA などの活用による事務の効率化を検討するとともに、管財課及び税務課においては、債権の共同（一括）管理などについても検討を行い、各債権や担当者の実情を把握したうえで、債権の適正な管理、回収、整理が行えるようきめ細かな指導・助言を行うよう求める。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月31日

高知県監査委員 桑名 龍吾
同 土居 央
同 奥村 陽子

財政的援助団体等監査結果報告（令和3年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、財政的援助団体等の監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査

2 監査の対象

県が団体の基本財産、資本金又は出資金の4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）、県が公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）及び県が補助金等を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）のうち以下の14団体

(1) 出資団体

ア 公益財団法人高知県文化財団（監査実施日：令和4年1月13日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産500,000,000円のうち250,000,000円、50パーセント
指定管理	対象施設	高知県立美術館
	管理代行料	320,450,550円、利用料金収入 26,516,979円
	対象施設	高知県立歴史民俗資料館
	管理代行料	162,254,674円、利用料金収入 1,285,740円
	対象施設	高知県立坂本龍馬記念館
	管理代行料	173,777,445円、利用料金収入 26,249,927円
	対象施設	高知県立文学館
	管理代行料	126,761,476円、利用料金収入 2,092,980円
補助金等	対象施設	高知県立埋蔵文化財センター
	管理代行料	39,015,987円、県への納付額 815,013円

イ 公益財団法人高知県国際交流協会（監査実施日：令和4年1月11日）

出資金	出資額及び出資比率	基本財産486,769,480円のうち313,500,000円、64.4パーセント
補助金等	名称	高知県国際交流協会運営費補助金
	金額	35,085,290円

ウ 高知県公立大学法人（監査実施日：令和3年12月3日）

出資金	出資額及び出資比率	資本金26,138,850,000円のうち26,138,850,000円、100パーセント
補助金等	名称	高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金
	金額	476,272,000円
	名称	高知県公立大学法人運営費交付金
	金額	4,596,944,700円
	名称	高知県公立大学法人に対する共済組合負担金
	金額	161,343,468円

名称	ネクスト次世代型施設園芸農業推進事業費補助金(工科大)
金額	122,699,751円
名称	ネクスト次世代型施設園芸農業推進事業費補助金(県立大)
金額	13,200,000円

エ 高知空港ビル株式会社 (監査実施日: 令和4年1月21日)

出資金	出資額及び出資比率	資本金600,000,000円のうち310,000,000円、51.7パーセント
-----	-----------	--

オ 株式会社高知流通情報サービス (監査実施日: 令和3年10月28日)

出資金	出資額及び出資比率	当初資本金537,100,000円のうち200,000,000円、37.2パーセント
-----	-----------	--

カ 一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社 (監査実施日: 令和3年12月2日)

出資金	出資額及び出資比率	出資金69,250,000円のうち20,000,000円、28.9パーセント
-----	-----------	--

キ 一般社団法人高知県森林整備公社 (監査実施日: 令和4年1月19日)

出資金	出資額及び出資比率	出資金30,000,000円のうち30,000,000円、100パーセント
補助金等	名称	高知県森林情報活用推進事業費補助金
	金額	11,086,568円
	名称	高知県森林整備公社利子助成補助金
	金額	105,629,283円
	名称	高知県森林整備公社経営改善事業費補助金
	金額	3,316,364円
	名称	高知県森林整備公社造林事業費補助金
金額	155,823,970円	
名称	高知県木材安定供給推進事業費補助金	
金額	14,063,000円	
名称	教育の森造成事業費補助金	
金額	24,562,368円	

ク 公益財団法人高知県山村林業振興基金 (監査実施日: 令和4年1月19日)

出資金	出資額及び出資比率	基本財産895,806,633円のうち440,984,229円、49.2パーセント
指定管理	対象施設	高知県立森林研修センター研修館
	管理代行料	9,332,593円、利用料金収入 1,254,615円
補助金等	名称	高知県林業労働力確保支援センター事業費補助金
	金額	30,426,441円

ケ 株式会社とされいほく (監査実施日: 令和3年12月2日)

出資金	出資額及び出資比率	資本金133,100,000円のうち62,000,000円、46.6パーセント
-----	-----------	---

補助金等	名称	高性能林業機械等整備事業費補助金
	金額	2,230,000円
	名称	スマート林業推進事業費補助金
金額	544,000円	

コ 公益財団法人エコサイクル高知 (監査実施日: 令和4年1月11日)

出資金	出資額及び出資比率	基本財産61,000,000円のうち22,000,000円、36.1パーセント
補助金等	名称	新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備に係る斜面对策工事負担金
	金額	143,264,000円

サ 公益財団法人高知県のいち動物公園協会 (監査実施日: 令和4年1月21日)

出資金	出資額及び出資比率	基本財産1,000,000円のうち1,000,000円、100パーセント
指定管理	対象施設	高知県立のいち動物公園
	管理代行料	402,918,000円、利用料金収入 26,739,400円

シ 公益財団法人暴力追放高知県民センター (監査実施日: 令和3年12月2日)

出資金	出資額及び出資比率	基本財産634,784,005円のうち448,129,200円、70.6パーセント
-----	-----------	---

(2) 指定管理者

高知県立県民文化ホール共同企業体 (監査実施日: 令和3年12月3日)

指定管理	対象施設	高知県立県民文化ホール
	管理代行料	178,912,726円、利用料金収入 53,907,421円

(3) 補助金等交付団体

一般社団法人高知県農業会議 (監査実施日: 令和4年1月13日)

補助金等	名称	高知県担い手支援事業費補助金
	金額	33,200,955円
	名称	高知県担い手経営発展促進事業費補助金
	金額	18,043,836円
	名称	高知県農業経営法人化支援総合事業費補助金
	金額	3,898,000円
	名称	高知県農地集積支援事業費補助金
	金額	19,861,000円
	名称	高知県新規就農総合対策事業費補助金
	金額	20,570,782円
	名称	高知県産地受入体制整備費補助金
	金額	619,014円
	名称	高知県農業次世代人材投資事業費補助金
	金額	23,113,660円
	名称	高知県新規就農支援緊急対策事業費補助金
	金額	20,581,681円

3 監査の着眼点（評価項目）

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

監査の対象団体が令和2年度に執行した財政的援助等に係る出納その他事務について、実地監査による関係書類の閲覧及び現場確認、当該対象団体及びその所管課から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。